

第780回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成28年10月6日（木曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（13名）

2番 岩本 誠司	3番 浦田 久永	4番 小川 節美
7番 黒岩 重光	9番 所谷 頼尚	10番 西山 讓
11番 羽賀 久喜	12番 濱田 頼之	13番 細川 壯
14番 細川 秀信	15番 松本 功	16番 保田 稔
17番 山口 一晴		

4. 欠席者（4名）

1番 今津 久雄	5番 小島 久司	6番 川島 照久
8番 田村 磨利		

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局主幹 小松 憲司
産業振興課農林振興係長 平岡 洋助

6. 付議案件

議案第1号	農地法第3条許可申請審査について
議案第2号	宿毛市農用地利用集積について
議案第3号	農地利用配分計画案の意見聴取について（諮問）

- 議長 これより780回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。
本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、11番羽賀久喜委員、12番濱田頼之委員にお願いします。
なお、1番今津委員、5番小島委員、6番川島委員、8番田村委員より宿毛市農業委員会規定第10号の規定による欠席の申出がありましたので、報告いたします。
- 議長 これより議事に入ります。
- 議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。
事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。
- 事務局員 それでは説明させていただきます。
番号17号です。場所は2ページに位置図をつけております。全部で14筆あり、大きく5か所に点在しております。自宅の周辺や市道に面した農地のほか、ため池の方に向かう奥に入った農地になります。譲受人は父とともに譲渡人である●●さん名義の農地で農業を営んでいましたが、今年の春に父が亡くなったことにより祖母である譲渡人●●さんから贈与を受けるもので、取得後は水稻、野菜を作る予定とのことです。本申請は双方から委任を受けた弘瀬行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
続きまして番号18号です。場所は3ページに位置図をつけております。
宿毛ゴルフセンター手前付近にある譲受人の自宅近くの農地のほか、周辺に1筆のあわせて2筆になります。
売買で、取得後は野菜を作るとの計画が出されております。本申請は双方から委任を受けた弘瀬行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。
今回の3条申請は以上になります。
- 議長 続きまして、受付番号17番について芳奈地区担当の細川委員さんお願いします。
- 細川委員 【議案書をもとに17番朗読】
10月10日に電話で確認しました。間違いないので、よろしくとの事で

した。●●さんはおじさんになるそうです。

○議長 続きます、受付番号18番について押ノ川担当の松本委員さんお願いします。

○松本委員 【議案書をもとに18番朗読】
本人立会のもと現地を確認しました。間違いないとの事です。以上です、よろしくお願いします。

○議長 事務局と委員さんより説明がありましたがご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ご意見ご質問など特にごございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 それでは採決に入ります。議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」2件については、事務局と委員から報告があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第1号」2件は、許可することに決しました。

○議長 続きます、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員さんより、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは、議案書4ページになります。
今回は再設定が2件と、中間管理機構との利用権設定が46件のあわせて48件になります。
まず38番。場所は、主要地方道土佐清水宿毛線の黒川（下駄馬地区）

井垣自動車さんの向かいに広がる農地のうちの 1 筆になります。地目は田ですが洋蘭を作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

次に 39 番。場所は、和田地区入り口付近、主要地方道宿毛津島線隣に広がる農地のうちの 1 筆になります。地目は田ですが、ハウスにてニラを作るとの計画が出されています。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

以上が再設定の 2 件になります。

続きまして、中間管理機構への利用権設定についてご説明いたします。

議案書の 4 ページからを見ていただければお分かりかと思いますが、今回の利用権設定の借主はすべて公益財団法人高知県農業公社となっております。この高知県農業公社というのは、昨今よく耳にする「農地中間管理機構」です。説明は不要かも知れませんが、ごくごく簡単に説明をさせていただくと、農地の所有者から一旦農地中間管理機構が借り、その後で、その管理機構が借主を探して貸すという流れになる事業を行うのですが、今回農業委員会では、農地の所有者から管理機構へ貸すという利用権設定、これの審議をするということになります。

今回申出のあった 46 件は、全筆新規設定となります。

場所は 15 ページの位置図をご覧ください。芳奈地区を中心に、山田、黒川、和田の一部の農地、全部で 151 筆、面積は 25.8ha (258,234 m²) になります。主に芳奈の農地で、46 件のうち、41 番、49 番、51 番、74 番の農地については、亡くなった方の名義のままになっておりますが、相続権のある方全員から同意が取れております。

貸借（たいしゃく）の期間は 1 件を除き全て平成 28 年 10 月 11 日から 38 年 11 月 10 日までの 10 年間で、45 番のみ 28 年 10 月 11 日から 33 年 11 月 10 日までの 5 年間となっております。

また、45 番については、亡くなった方の名義のままになっておりますが、こちらは 41 番ほかとは違い、全員でなく、持分 2 分の 1 を超える同意を得ての申出ですので、このような場合、貸借期間は最長で 5 年ということになります。余談になりますが、こうように全員ではなく 2 分の 1 を超える同意を得ての利用権設定の場合、10 年、20 年利用権設定をしたいと思っても全員の同意がないとそれは出来ないということになります。

さて、いつもでしたら、委員の皆さんに、この借主は農地全てを効率利用する人なのかとか必要な農作業に常時従事するのかといった点のチェックをしていただくところですが、借り手が農地中間管理機構で、農地中間管理事業の実施による利用権設定をする時であれば、これらの要件には該当しなくても良いこととなっておりますので申し添えます。また先程も少し説明いたしましたが、亡くなった方の名義の農地に関しては、相続人の必要な同意も得られております。

以上のことから、事務局は、今回申出のあった全件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えております。以上です。

○議長 続きます、38番について、黒川地区担当の西山委員さんお願いします。

○西山委員 【議案書をもとに38番朗読】

●●さんに電話で確認しました。本人は蘭のハウスをやっています。間違いないのでよろしくお願いします。

○議長 続きます、39番について、和田地区担当の松本委員さんお願いします。

○松本委員 【議案書をもとに39番朗読】

継続するので間違いありません。よろしくお願いします。

○議長 続きます、40番から49番までについて、芳奈地区担当の細川委員さんお願いします。

○細川委員 【議案書をもとに40番～49番朗読】

いずれも公社との間での契約になります。間違いありませんのでよろしくお願いします。

(細川委員退室)

○議長 続きます、50番及び51番について、山田地区担当の西山委員さんお願いします。

- 西山委員 【議案書をもとに50、51番朗読】
欠席している小島委員の代わりに言います。確認し間違いありませんので、よろしくお願ひします。
- (細川委員入室・田村委員退室)
- 議 長 続きまして、52番から83番について芳奈地区担当の細川委員さんに代わり事務局からお願ひします。
- 事務局員 【議案書をもとに52番から83番朗読】
- (田村委員入室)
- 議 長 続きまして、84番について黒川地区の西山委員さんお願ひします。
- 西山委員 【議案書をもとに84番朗読】
●●さんに確認しました。間違いないのでよろしくお願ひします。
- 議 長 続きまして、85番について和田地区の松本委員さんお願ひします。
- 松本委員 【議案書をもとに85番朗読】
9月30日に●●さんに電話で確認しました。間違いないのでよろしくお願ひします。
- 議 長 続きまして、86番について山田地区の西山委員さんお願ひします。
- 西山委員 【議案書をもとに84番朗読】
欠席している今津委員の代わりに言います。確認し間違いありませんので、よろしくお願ひします。
- 議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかにご意見等ございませんか。

(「なし」との声あり)

- 議 長 それでは採決に入ります。議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」48件については、事務局と委員さんから報告があり、審議の結果、問題なしということで原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

- 議 長 異議なしということですので、議案第2号48件については、市に通知することに決しました。

- 議 長 続きまして、議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」を議題といたします。

(産業振興課平岡農林振興係長、入室)

- 議 長 産業振興課平岡農林振興係長より議案の説明をお願いいたします。

- 平岡係長 産業振興課平岡です。よろしくお願いいたします。皆様にお配りをしてる資料を見ていただきたいと思います。これに沿って説明させていただきます。農業委員会総会で農地中間管理機構を活用した利用権設定を審議していただきました。

芳奈地区を中心に、山田、黒川、和田の一部の農地、全部で151筆を農地中間管理機構である高知県農業公社に貸すという内容でした。農業公社が耕作をするわけではありませんで、農業公社が利用配分計画という計画をもって耕作者に配分するということになります。今回お配りした書類は農用地利用配分計画案となっております。農業委員会のほうからはこれに対するご意見をいただきたいと思っております。

1枚目に借受選定理由書というものもつけておりますが、借受者希望者の欄に何名かの方々の名前が書かれています。ここに名前を連ねている人は、農地中間管理機構を活用して農地を集積したいという方々です。先程言いました151筆分、約25,8haの農地をこの方たちのどなたかに利用配分をすることになります。表の右側に○であったり▲であったりいろいろと印をつけておりますが、これらの借受希望者の中で今回一番適しているのは最上段に記載している●●●●であると思われま。今回の農地から遠い所の方などもいて、●●●●のほうが地域に根差した組織であるとい

うことと、もともとここが耕作しているところに隣接しているという点もあって、●●●●が適していると考えます。

もう1枚のほうに農用地利用配分計画案をつけております。これらの農地を●●●●に利用配分するという内容です。

以上について、農業委員会からのご意見をいただきたいと思います。以上です。

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

○議 長 ほかにございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 それでは、採決に入ります。議案第3号「農用地利用配分計画案の意見聴取について」は、担当係長から説明があり、審議の結果、問題ないということで、原案のとおりこの計画案を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第3号」46件については、市に答申することにしました。

○議 長 それでは平岡係長ありがとうございました。

(平岡係長、退室)

○議 長 事務局より報告事項があります。

○県に送付した結果の報告について(農地法第4条申請・受付番号1番)

○農地法改正に伴う新制度への移行について

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これにて第780回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分時閉会

平成28年10月6日

会　長

農業委員

農業委員